

『27年度南三陸町事業復興型雇用創出助成金』について

町では、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、町の産業政策の支援等（対象産業政策リストに掲げる事業。）の対象となった町内の事業所において、被災求職者を雇い入れた場合、雇い入れに係る3年間の費用の一部を助成金とし交付します。さらに、南三陸町事業復興型雇用創出助成金（移転費）について、県外から移転を伴う求職者を雇入れた場合でその移転に係る費用を事業主様が負担した場合に、費用の一部を助成する制度も開始します。

対象事業主

1. 町内に事業所を有していること。
2. 平成23年3月11日以降平成28年2月13日までの間に町の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること。
3. 平成26年4月1日以降平成28年2月13日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れたこと。（移転費助成の場合は、2か月を超えて雇用が継続されていること。）
4. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
5. 労働者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること。

対象産業政策リスト

1. 南三陸町中小企業振興資金融資あっせん
2. 南三陸町企業立地奨励
3. 南三陸町起業支援補助金
4. 南三陸町水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通復興タイプ）

申請・受付について

本助成金についての相談、申請、受付は下記窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

町内事業主の皆さんへ

「新規学卒者雇用促進奨励金」の受け付けが始まります

今年度から対象者を拡大しました

◇交付対象者

中学校、高等学校、大学、専修学校及び職業能力開発校の教育課程を修了後3か月以内に雇用し、雇用した日から引き続き町内に住所を有する新規学卒者を常用の労働者として6か月以上雇用している事業主。

※雇用に係る費用が他の補助金や融資等の対象となっている労働者は対象外となります。

◇奨励金 新規学卒者1人につき30万円

◇申請期限 新規学卒者を雇用した日から起算して6か月を経過した日から翌月20日までです。

※対象となる事業や新規学卒者の確認、申請に必要な書類については、お問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

農家の皆さんへ

米の放射性物質検査に伴う出荷自粛への協力について

平成27年産米の安全性を確認するため、国・市町村及び生産者団体等が連携し、放射性物質の検査を実施し、基準値以下であった場合に出荷自粛を解除することとしております。

◇旧町村ごとに検査を実施しますが、米の安全性が確認できるまで、米の出荷・販売・譲渡及び贈答をしないようお願いします。

◇出荷自粛の解除は、県が行う検査結果に基づき実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

検査結果は、宮城県のホームページ上において公表するなど、農家の皆様に対して速やかにお知らせします。

問い合わせ 宮城県気仙沼地方振興事務所農林振興部 ☎24-2534
産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

「ひころの里」の指定管理者を募集します

町では、ひころの里の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、次のとおり管理を行う指定管理者を募集します。



問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

- ◆施設概要
- ①松笠屋敷（母屋、離れ、長屋門、文庫蔵、厩）
 - ②シルク館
 - ③ふれあい休憩所（休憩室及びトイレ）
 - ④アスレチック施設
 - ⑤広場
 - ⑥歌碑

◆指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

◆申請資格

宮城県内に事務所または事業所を有する法人または団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募は不可。）

※その他一定の要件を満たす必要があります。

◆申請方法

9月1日（火）から産業振興課において、「指定管理者募集要項及び仕様書」等を配布しますので、内容を熟読の上、申請してください。なお、要項等に関しては町のホームページからダウンロードできます。

◆申請受付期間

9月25日（金）から10月23日（金）まで

◆公募説明会

9月25日（金）に説明会を開催します。詳細は、「指定管理者募集要項」に掲載します。

※申請を予定している団体は、原則として説明会に参加してください。説明会参加には事前の申し込みが必要になります。

消費生活相談員を紹介します

問い合わせ 消費生活相談所 ☎29-6215

8月1日（土）付けで、菅原すみ子さんが消費生活相談員として就任しました。消費生活相談では、皆さんが商品を購入したり、サービスを利用したときに生じたトラブル（販売方法、契約内容、品質など）に関する相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。



菅原すみ子さん（沼田）

Q どんなことを相談できるの？

- ・商品やサービスに関する相談や苦情
- ・契約や取引の際のトラブルに関する相談
- ・多重債務（借金）に関する相談 など

Q いつどこで相談に応じるの？

定例相談は、毎週火曜日と木曜日の週2日、午前9時から午後3時まで役場1階の消費生活相談所で相談を受け付けています。また、電話での相談も受け付けていますので気軽にご相談ください。※相談の内容によっては、より専門的な相談機関やその相談内容に合った窓口を紹介します。